

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第49号から日程第3、議案第54号までの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第49号 置賜定住自立圏の形成に関する協定の締結についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2、議案第52号 長井市旧長井小学校第一校舎条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第54号 長井市議会議員及び長井市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。
よって、議案第54号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆文教常任委員長登壇)

○**安部 隆文教常任委員長** おはようございます。

平成30年第3回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第50号 長井小学校管理棟建設工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事の請負契約を締結するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第50号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第50号 長井小学校管理棟建設工事請負契約の締結についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○**蒲生光男厚生常任委員長** 平成30年第3回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案4件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月14日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第48号 車両事故に係る損害賠償の額の決定についてを申し上げます。

本案は、車両事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、公用車のスタッドレスタイヤが古く、それが事故の原因となった可能性はないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、車両については財政課で常に点検をしているため、タイヤが原因ということはないと

の答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 長井市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスを導入することに伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。質疑に入り、委員からは、市内全域でサービスを受けるために、コンビニエンスストアが少ない地域では、郵便局も含めて、バランスのとれた配置が必要だと思いがどうかとの質疑がなされ、市民課長からは、郵便局では、自治体が端末を設置するのであればスペースを提供することだが、端末使用料や利用見込みを踏まえて、今後検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスを導入することに伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、コンビニエンスストアで取得できる証明書について、今後どのように周知するのかとの質疑がなされ、市民課長からは、取得できる証明書に限定し、市報、ホームページ等で周知を図っていきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、コンビニエンスストアで取得できる証明書の手数料を統一してはいかがかとの質疑がなされ、市民課長からは、関係法令を確認の上、検討したいとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、マイナンバーカードの交付率を上げるために、今後どのような対応を